

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	報酬・賃金等の支払に係る法定調書等の作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、報酬・賃金等の支払に係る法定調書等の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・広島県は、報酬・賃金等の支払に係る法定調書等の作成に関する事務を行うに当たり、財務会計システムを利用する。
- ・内部による不正利用防止のため、ID及びパスワードによる利用者限定、所属単位でのアクセス制御等の対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス防止のため、ファイアウォールによる通信制御、専用回線の利用等の対策を講じている。
- ・個人番号を保護するため、システム利用者からの個人番号の不可視化、データベースに格納する個人番号の暗号化等の対策を講じている。
- ・財務会計システムの保守・運用業務を外部業者に委託しており、当該業者との契約においては、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、個人情報の適正な管理等を義務付けている。

## 評価実施機関名

広島県知事

## 公表日

令和1年6月27日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	報酬・賃金等の支払に係る法定調書等の作成に関する事務
②事務の概要	所得税法、地方税法等に基づき、有識者会議の委員への報酬、講演会講師への謝金等の支払に係る法定調書等を作成し、税務署及び各市町村へ提出する事務。  【具体的事務】 ・有識者会議の委員への報酬等の支払時に、支払額及び所得税控除額などを記録する事務。 ・年間の支払額及び所得税控除額などを集計し、「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成する事務。 ・作成した法定調書等のデータファイルを出力して、税務署及び各市町村に提出する事務。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
報酬賃金番号表ファイル、源泉徴収票・支出調書・給与支払報告書提出データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計管理部会計総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島県総務局総務課 情報公開グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2380
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島県会計管理部会計総務課 出納・システム管理グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2112

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

